

熊警第250号  
令和2年3月6日

参事官の所掌事務について（通達）

参事官の職務については、熊本県警察の組織に関する規則（平成6年熊本県公安委員会規則第9号）第35条の規定により「部長を補佐し、部の事務を掌理するとともに、部下職員を指揮監督する」とされているところ、その所掌事務については、これまでと同様に別表のとおり定め、令和2年4月1日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

別表

配置する参事官	所掌事務	庶務を行う所属
警務部参事官（警務）	総務課、警務課、教養課、厚生課及び広報県民課に関する事務	警務課
警務部参事官（監察）	監察課及び留置管理課に関する事務	監察課
警務部参事官（会計）	会計課及び情報管理課に関する事務	会計課
生活安全部参事官（生活安全企画・少年）	生活安全企画課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課に関する事務	生活安全企画課
生活安全部参事官（地域）	地域課及び通信指令課に関する事務	地域課
刑事部参事官（刑事企画）	刑事企画課、捜査第一課、捜査第二課、鑑識課、科学捜査研究所及び機動捜査隊に関する事務	刑事企画課
刑事部参事官（組織犯罪対策）	組織犯罪対策課及び各部の組織犯罪対策に関する事務	組織犯罪対策課
交通部参事官（交通企画）	交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に関する事務	交通企画課
交通部参事官（運転免許）	運転免許課及び運転免許試験課に関する事務	運転免許課
警備部参事官	警備第一課、警備第二課、外事課及び機動隊に関する事務	警備第一課

注) 刑事部参事官（組織犯罪対策）は、生活安全部、交通部及び警備部の部付を兼務